

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小矢部市長 桜井 森夫

市町村名 (市町村コード)	小矢部市 (162094)	
地域名 (地域内農業集落名)	埴生地区 (埴生、石坂、長、道林寺、蓮沼、綾子、野端)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業を担う者のうち2経営体が10年後の営農の継続が困難であり、地域農業を担う者全体で32.07ha(用途地域内の農地も含む)の農地の新たな受け手が必要である。一方で、地域内の農業を担う者は、耕作面積は増やすのではなく、農産物に付加価値を追加し価格を上げることにより、収益を確保していく方針であり、地域内外からの新たな受け手の確保が必要である。

・65才以上の農業者のうち後継者不在の農地面積が、埴生集落で4.93ha、石坂集落で3.16ha、長地区で0.54ha、蓮沼地区で2.53ha、綾子集落で3.69ha、野端集落で0.97haの合計15.84haあるが、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積は-32.07haとなっており、新たな農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米、麦、大豆等の土地利用型作物以外に、石坂地区を中心に高収益作物である有機JASハトムギ若葉やエゴマ等の生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	276.49 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	276.49 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・綾子、石坂、道林寺地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて農業を担う者体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農業を担う者が経営難等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るため、防除作業が困難である農業者についてはいなば農業協同組合に委託し、農作業省力化の支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策について、市有害鳥獣対策協議会会員に所属し、電気柵や恒久柵の設置や点検、害獣の捕獲、追い払い等に積極的に取り組んでいる。今後も協議会と連携しながら活動を継続し、鳥獣被害防止対策に取り組んでいく。

②有機・減農薬・減肥料について、地区内の一部地域では有機栽培による水稲・ハトムギの作付を行っている。今後も地域の実情に応じて、特別栽培農産物の作付に取り組んでいく。

③スマート農業について、県のRTKサービスを活用したドローンによる薬剤散布や自動操舵システム付きの田植機などについて、費用対効果を踏まえながら導入を検討し、農業従事者が不足する状況下でも効率的に作業ができるよう取り組んでいく。

⑧農業用施設について、集落営農法人単位で導入してきた育苗施設を今後も活用し、低コストで効率的な作業が継続できるよう取り組んでいく。

⑨耕畜連携等について、耕種農家が栽培した飼料用米を市内畜産農家へ供給し、その作物を餌として食べた家畜の排せつ物を圃場に散布して農作物を収穫を行う循環型農業に取り組んでいく。